**平成２７年（フ）第２号**
福島県郡山市久留米３丁目82番地の１　フタバハイコーポクルメＡ一203号
債務者　仲沼　　裕
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２６年（フ）第８７９号**
神戸市灘区鶴甲４丁目５番25―209号
債務者　直井　　喬
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第７０号**
神戸市中央区上筒井通１丁目１番15号　レオパレス上筒井204号室、従前の住所神戸市灘区鶴甲２丁目３番１―106号
債務者　宮山　　卓
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第７２号**
神戸市須磨区南落合３丁目10番191―304号、従前の住所神戸市兵庫区上沢通５丁目４番２―503号
債務者　藁科　喜和
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第２号**
兵庫県篠山市味間南839番地６
債務者　園田　栄郎
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２７年（フ）第１３号**
兵庫県淡路市志筑120番地１　ブルーマリン201号
債務者　焼き鳥良こと　渡辺　健二
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２７年（フ）第１４号**
兵庫県淡路市野島常盤358番地４
債務者　岡田　　実
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２６年（フ）第５９６号**
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目１番地１　押草団地102棟302号
債務者　川衛亜紀子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１９１６号**
名古屋市中川区江松５丁目1407番地、住民票上の住所名古屋市港区明正２丁目280番地
債務者　松波　彩乃
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２１１８号**
愛知県春日井市八田町８丁目６番地７　ドミールブラン302号
債務者　佐藤　　真（旧姓榊原）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第９１号**
名古屋市中川区中郷１丁目204番地　メゾン廣301号
債務者　江口　　聡
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第３５号**
北九州市小倉北区片野４丁目13番30―404号
債務者　井上夕起子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第２６号**
熊本市中央区出水６丁目４番８号
債務者　中村　進一
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第１３号**
熊本市西区池田１丁目14番54号
債務者　小島　　愛
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第１５号**
宮崎市大字本郷北方4457番地１　セジュール本郷Ｂ棟202号、申立時の住所熊本市北区武蔵ケ丘７丁目１番23号　メテオールミヤタ201
債務者　茅野　雄太
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第２３号**
熊本県上天草市大矢野町維和5163番地
債務者　中田　律子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第３６号**
熊本市北区武蔵ケ丘３丁目17番３―43号　市営住宅１Ｃ―３―43
債務者　上野　秀男（旧姓田渕）
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係